

# 平成22年度自家用電気工作物立入検査結果について

那覇産業保安監督事務所保安監督課

## 1. 立入検査の目的

自家用電気工作物の設置者は、電気事業法に基づき電気主任技術者を選任し、保安規程に基づき、電気設備に関する技術基準に適合するように常に設備を維持して、電気の安全使用、電気事故の未然防止並びに公害防止等を図る義務があります。

当所においては、自家用電気工作物の設置者に対し、保安規程の遵守、電気主任技術者の保安業務の実施状況等について確認するため、電気事業法第107条の規定に基づく立入検査を実施しています。

## 2. 立入検査対象事業場の選定及び概要

平成22年度については次の事業場を選定の上、64事業場に対し立入検査を実施しました。

- (1) 社会的に影響の大きな事業場（社会的に重要と認められる事業場）
- (2) 電気工作物が経年劣化しているおそれがある事業場
- (3) 電気主任技術者が保安の監督を行っていないおそれのある事業場
- (4) 電気保安の実態の把握が必要と認められる事業場

なお、対象事業場の規模及び主任技術者選任形態内訳は表1のとおりです。

表1：規模別主任技術者選任形態別内訳

規模 選任形態	低 圧	高圧				特別 高圧	合計
		100kw未満	100以上 500kw未満	500以上 1000kw未満	1000kw以上		
専任	0	0	0	0	0	0	0
兼任	0	0	0	0	0	0	0
許可	0	0	0	0	0	0	0
統括	0	0	0	0	0	0	0
外部委託	0	0	10	4	2	0	16
その他	0	15	29	3	1	0	48
合計	0	15	39	7	3	0	64

### 3. 立入検査の実施方法

立入検査では、事前に各事業場に文書による通知を行い、各事業場に立ち入り、主に以下に定める事項について、電気工作物の外観検査や点検結果等の書類を検査します。

- ① 電気主任技術者の執務状況
- ② 保安規程遵守状況（組織、保守、運用、保安教育、災害対策等）
- ③ 電気工作物の維持管理状況（技術基準適合状況等）
- ④ 電気事業法関連法令に基づく諸手続の遵守状況
- ⑤ PCB使用電気機器の管理状況（保有事業場のみ）

立入検査時には、電気工作物の保安確保に対する認識を高めてもらうため、事業場の責任者にも立ち会いを求めています。

立入検査の結果、電気事業法令に抵触している事項については、現場において、設置者に対し書面により、改善すべき内容をお伝えし、改善の結果について、後日書面による報告を受けます。

### 4. 立入検査の結果

#### (1) 電気主任技術者について

電気主任技術者が選任されていない事業場（すでに設備が撤去されていた等、稼動していない事業場を除く）が4件見受けられました。

これらの事業場については、すみやかに主任技術者を選任するよう指導しました。また、保安規程に基づく年次点検が実施されていない事業場が1件ありました。

当該事業場に対しては、保安規程に基づいて巡視・点検を行うよう指導しました。

#### (2) 手続きの不備について

事業場の名称が変更される等、届出・申請手続きが必要なにもかかわらず、適切な時期に所要の手続きが行われていない事業場が4件ありました。

これらの事業場については、適切に手続きが行われる体制を構築するよう指導しました。

#### (3) 保安規程の遵守状況

保安規程は、自家用電気工作物設置者が電気事業法第42条の規定に基づき電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確立するために自ら定めるもので、これを遵守することは、自主保安体制を確立するうえで必須の条件です。

立入検査の結果、保安教育が適切かつ計画的に行われていない、事故等発生時の所定の保安体制が十分整備されていない事業場等がありました。

主な注意事項としては表2のとおりです。

表2 手続き・保安規程の遵守・電気主任技術者の執務状況に係るおもな不良事項

注意事項	件数
主任技術者が未選任	4
適切なタイミングで適切な手続きが行われていない(保安規程変更届出 未提出等)	4
保安組織について体制は構築されていたものの異動前の人物が記載されている等、最新の状態に保たれていない。	3
保安規程に定められた点検頻度が遵守されていない(年次点検 未実施)	1
保安教育が計画的に行われていない	1
合計	13

注) 1箇所の事業場で複数の指摘事項がある場合はそれぞれに計上されている。

①保安教育は、感電等の電気事故を未然に防ぐことや電気事故が起きたときの初動に必要となるものですので、電気主任技術者の助言を聞くなどして適切かつ計画的に行ってください。

②事故等発生時の所定の報告方法については、事故発生時の体制を事前に整備しておくことが重要です。事故発生時の現場は、混乱し、パニックに陥りやすい状態となることが考えられるため、重大事故に発展させないように冷静で的確な対応をとることが求められます。そのため、誰がどこに報告又は連絡し、誰の指示を仰ぐのかなどといったことを事前に取り決めておくことが必要になってきます。

③保安規程は、日常点検や設備の改修計画、万が一事故が発生した時の早期対応に不可欠なものですので、常日頃から整備・見直しすることが大切です。

#### (4) 電気工作物の維持管理状況(技術基準適合状況等)

確認された電気工作物の施設状況については、電気設備の技術基準に抵触している事項が3件見受けられました。また、保安上懸念される施設として、文書による注意を3件行いました。主な不良事項と注意事項は、表3と表4に示すとおりです。

これらの不良事項に対しては、必要な改善を行うよう指導しました。

表3：主な不良事項

	不良事項	根拠条項（解釈）	件数
		【電気設備に関する技術基準を定める省令】	
受電設備	高圧受配電設備の出入り口に立入禁止の表示がない	23(43)	2
	接地抵抗地が過大となっている。	10,11(19)	1
		合計	3

注1) 1箇所の事業場で複数の指摘事項がある場合はそれぞれに計上されている。

注2) 条項中の () 内の数字は技術基準の解釈の条項である。

表4：主な注意事項

注意事項	件数
受電室内管理方法が不適切（倉庫として使用）	1
配電盤のパイロットランプの故障	1
必要な計測装置の故障	1
合計	3

注) 1箇所の事業場で複数の指摘事項がある場合はそれぞれに計上されている。

## 5. まとめ

立入検査の結果、受変電設備、負荷設備においても技術基準に抵触している事業場がありました。これらの事業場においては感電事故や近隣地域を停電させる波及事故につながる可能性があります。このような事故を未然に防ぐためにも、自家用電気工作物の設置者は電気事業法及び関係法令を遵守し、電気主任技術者（電気管理技術者等を含む）の意見を尊重して電気保安の確保に一層努める必要があります。

このため、自家用電気工作物の設置者は、電気主任技術者等における点検の結果、技術基準に適合していないこと等が報告された場合は、すみやかに設備の改修、その他所要の措置を講ずるようお願いいたします。